

府子本第 385 号  
子保発 0331 第 1 号  
4 初幼教第 32 号  
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県、指定都市、中核市（長）  
子ども・子育て支援新制度担当部局（長）  
民生主管部局（長）  
教育委員会幼稚園関係事務主管部課（長）

殿

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
厚生労働省子ども家庭局  
保育課長  
文部科学省初等中等教育局  
幼児教育課長

「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」の一部改正について（通知）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく保育充実事業及び協議会の実施については、子ども・子育て支援法附則第 14 条各項に定めるもののほか、「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」（平成 30 年 4 月 9 日付け府子本第 350 号・子保発 0409 第 1 号・29 初幼教第 18 号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課長及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課長連名通知。以下「通知」という。）、「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成 27 年 4 月 13 日付け雇児発 0413 第 36 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について」（平成 28 年 8 月 9 日付け府子本第 506 号内閣総理大臣通知）により行われているところであるが、こども家庭庁の設置に伴い、今般、通知について、別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。